

防府市就農前準備研修事業補助金交付要綱

平成24年4月20日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市内での新規就農・就業に向けた研修の実施等により地域農業の担い手の確保・定着を図ることを目的として、新規農業就業者定着促進事業実施要領（平成27年4月1日付け平27農業振興第54号）の就農前準備研修事業細則に基づいて行う、防府市就農前準備研修事業（以下「事業」という。）に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象及び補助率)

第2条 市長は、毎年度予算の範囲内において、事業により研修生支援を受ける者（以下「研修生」という。）及び指導農家支援を受ける者（以下「指導農家等」という。）（以下これらを「補助事業者」という。）に対し、別表に定めるところにより補助金を交付する。

(研修・就農計画の承認申請)

第3条 研修生は、研修生支援を受けようとするときは、研修・就農計画（第1号様式）を作成し、市長に承認の申請をしなければならない。

2 市長は、研修生から研修・就農計画の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、研修・就農計画を承認し、審査の結果を研修・就農計画審査結果通知書（第2号様式）により研修生に通知するものとする。なお、審査に当たっては、必要に応じて、関係機関等を招集し面接等を行うものとする。

3 前項の承認を受けた研修生が、研修・就農計画を変更するときは、計画の変更の申請をしなければならない。ただし、研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月毎の研修内容の順番の入れ替えその他軽微な変更は除く。

4 市長は、研修生から研修・就農計画の変更の申請があったときは、第2項の規定に準じて処理するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 第2条の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、防府市就農前準備研修事業補助金交付申請書（第3号様式）を市長が定める期日までに申請しなければならない。この場合において、補助事業者が研修生

であるときは、前条第2項の規定により承認された研修・就農計画を添えるものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、防府市就農前準備研修事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付して補助金の交付を決定することができる。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は無効とする。

(事業の着手)

第6条の2 事業の着手は、原則として、補助金交付決定後に行うものとする。

2 やむを得ない事情により、補助金交付決定前に行う必要がある場合は、補助事業者が研修生である場合は、第3条第2項の研修・就農計画の承認後、補助事業者が指導農家等である場合は、研修実施に伴う指導農家等の認定実施要領(平成24年4月20日付け平24農業経営第255号。以下「認定実施要領」という。)第3の4の指導農家等の認定後又は移住就農加速化事業実施要領(平成29年4月1日付け平29農業振興第33号)第4の2の実施計画承認後、その理由を具体的に明示した、防府市就農前準備研修事業補助金交付決定前着手届(第4号の2様式)を市長へ提出するものとする。

3 前項により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、補助事業者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承の上行うものとする。

(実績報告書)

第7条 補助事業者は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して

20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、防府市就農前準備研修事業実績報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、補助事業者が研修生であるときは、研修状況報告書（第6号様式）を作成し、添えるものとする。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市就農前準備研修事業補助金確定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、防府市就農前準備研修事業補助金精算払請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは第5条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払いにより補助金を交付することができる。

3 補助事業者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、防府市就農前準備研修事業補助金概算払請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の中止）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を中止する。

（1）研修生が、研修を途中で中止したとき。

（2）研修生が、研修先からの指示に従わず、研修継続や技術習得が困難と認められたとき。

（3）研修生が研修終了後に就農・就業の意思がないと判断されたとき。

（4）指導農家等が、適切な研修を行っていないとき。

（5）指導農家等が認定実施要領に基づき認定されている場合は、認定実施要領に定める要件を満たさなくなったとき。

（6）指導農家等が現地就農体験の受入先である場合は、当該防府市移住就農加速化事業を中止したとき。

2 研修生は、第1項第1号に掲げる場合においては、研修中止届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の休止）

第11条 研修生が、病気などのやむを得ない理由により研修を休止するときは、研修休止届（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、研修生から休止届の提出があった場合は、その内容を審査し、やむを得ないと認められるときは、補助金の交付を休止する。

3 前項の規定により補助金の交付を休止された研修生が、当該補助金交付年度内に研修を再開するときは、研修再開届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、研修生から研修再開届の提出があり、適切に研修を行うことができると認められるときは、当該交付年度内部分について補助金の交付を再開する。

（報告及び検査）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、事業の実施状況を検査し、又は事業の実施上必要な指示をすることができる。

（就農後の確認及び指導）

第13条 市長は、研修生が研修終了後、1年以内に就農・就業したことを面談等により、確認する。

2 市長は、就農・就業後3年間（研修費支援期間が1年以内の場合は2年間）、農林事務所等と連携して、面談等により研修生の状況を確認し、必要に応じて指導を行うものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、当該補助事業者に対し、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 第10条の規定により補助金の交付を中止したとき。

（2） 研修生が、研修（当該研修終了後の継続研修を含む。）終了後1年以内に防府市内で就農・就業しなかったとき。

- (3) 研修生が、就農・就業後、研修費支援期間が1年以内の場合は2年間、研修費支援期間が1年を超える場合は3年間、継続して就農・就業しなかったとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (6) 補助事業者の行う事業の実施方法が不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、防府市就農前準備研修事業補助金交付決定変更通知書（第13号様式）により、当該補助事業者に対し通知する。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消し部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払いにより交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 第11条により交付休止となった時点が既に交付した補助金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の補助金を月単位で返還する。

4 市長は、虚偽の申請等を行った補助事業者に対し、期限を定めて、補助金全額の返還を命ずるものとする。

（補助金の返還請求）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命ずるときは、防府市就農前準備研修事業補助金返還請求書（第14号様式）により、当該補助事業者に対し請求する。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月20日から施行し、平成24年度分の補助金

から適用する。

2 防府市自己経営開始支援事業補助金交付要綱（平成22年4月1日制定）は廃止する。

3 この要綱の施行日前に防府市自己経営開始支援事業補助金交付要綱（平成22年4月1日制定）の規定に基づいて、交付決定された補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月29日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月12日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表

1 研修生支援： 就農・就業に必要な技術等を習得するための実践的な研修を実施する場合、新規就農希望者に対する支援を行う。		
(1) 対象となる研修	ア 担い手養成 農大研修	山口県農林総合技術センターで実施する研修
	イ 担い手養成 現地研修	指導農家等及び市が整備した研修農場で実施する研修
(2) 対象者	<p>(1)の研修を受講する者であって、以下の要件を満たす者</p> <p>ア 研修終了後、市内に就農（以下に定める独立・自営就農）又は就業することが確実と見込まれる者</p> <p>(ア) 農地の所有権又は利用権を支援対象者が有していること。</p> <p>(イ) 主要な農業機械・施設を支援対象者が所有している又は借りていること。</p> <p>(ウ) 生産物や生産資材等を支援対象者の名義で出荷・取引すること。</p> <p>(エ) 支援対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を支援対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。</p> <p>(オ) 支援対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。</p> <p>(カ) 第4の1の(1)の研修・就農計画の申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。）全体の所得が600万円以下であること。</p> <p>イ 第3条第1項に定める研修・就農計画が適当であると市が認める者</p> <p>ウ 山口県農業次世代人材投資事業（準備型）及び山口県新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の対象者でない者</p>	

(3) 研修場所等	ア 担い手養成 農大研修	山口県農林総合技術センター
	イ 担い手養成 現地研修	指導農家等及び市が整備した研修農場であって、次のいずれにも該当するものとする。 ① 原則、月20日以上研修実施が可能であること。 ② 指導農家等の経営主が、研修生の三親等以内の親族でないこと。 ③ 指導農家等の経営体と研修生が、過去及び研修期間中に常勤雇用契約を結んでいないこと。 ④ 指導農家等の経営体が研修生に経営を移譲する予定がないこと。
(4) 研修内容	ア (3)で定める研修場所での作物栽培管理、家畜飼養管理、経営管理、農機具等操作、市場流通に関する体系的な研修 イ (3)で定める研修場所の他、山口県農林総合技術センター等で行う月1回程度の集合研修	
(5) 研修期間	ア 担い手養成 農大研修	原則1年間。ただし、当該研修終了後に担い手養成現地研修などの他の研修を継続することを妨げない。
	イ 担い手養成 現地研修	概ね1年以上、最長2年以内。ただし、次に該当する場合については、当該期間を含めるものとする。 ① 他の研修において山口県新規就農者育成総合対策（就農準備資金）実施要領における資金を受給していた場合。 ② アの担い手養成農大研修終了後、当該研修を実施する場合。

(6) 研修開始 時期	ア 担い手養成 農大研修	原則、毎年4月 ただし、追加募集等により開始時期が異なる場合がある。
	イ 担い手養成 現地研修	原則、毎年4月 ただし、研修品目等により他の時期に開始することを妨げない。
(7) 助成額	研修生1人当たり、月額125千円とする。	
(8) 補助率	10/10 (県1/2 市1/2)	
2 指導農家支援：担い手養成研修の研修生又は防府市移住就農加速化事業の対象者（以下「現地就農体験者」という。）を受け入れる指導農家等について、研修実施に対する支援を行う。		
(1) 対象者	当該年度に担い手養成研修生又は現地就農体験者を受け入れる指導農家等	
(2) 助成額	指導農家等1件当たり、月額60千円とする。 ただし、指導農家等が法人又は任意団体であって複数の研修生を受け入れる場合、研修生数以上の研修指導者を配置する場合は、研修生1人当たり月額60千円とし、1法人又は団体当たりの上限は月額180千円とする。	
(3) 補助率	10/10 (県1/2 市1/2)	

第1号様式（第3条関係）

研修・就農計画

（宛先）防府市長

住 所：

〔申請者〕氏 名：

電 話 番 号：

（生年月日： 年 月 日： 歳）

新規農業就業者定着促進事業実施要領（平成27年4月1日付け平27農業振興第54号）のうち、就農前準備研修事業細則の第4の1の（1）の規定に基づき下記のとおり研修・就農計画を提出します。

記

- 1 研修計画書（別添1）
- 2 就農計画書（別添2）（雇用就農の場合を除く）

※農林総合技術センターで研修を受講する場合は、研修終了までに作成し、市長に提出すること。

(別添1)

研修計画書

年 月 日

1 農業を始めようと思った理由

--

2 就農時に係る計画

就農希望地	防府市	就農予定時期	年 月
就農形態	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 （ <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部） <input type="checkbox"/> 雇用就農		
経営面積* 飼養頭羽数	a・頭・羽（合計）	農業所得目標*	万円/年
経営内容*	作目： 作目： 作目： （その他：	面積： 面積： 面積：	a a a ）

* 就農5年後の目標を記入する（雇用就農の場合は記入不要）。

3 将来の就農ビジョン（生産物の販売方法などを記載）

--

4 計画を達成するための研修

名 称		所在地	
専 攻 ・ 営農部門		研修期間	年 月 日～ 年 月 日
研修で習得する知識・技術			

5 その他

常勤の雇用契約の締結	<input type="checkbox"/> 締結していない
生活費の確保を目的とした国の事業による給付 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手 当）等）	<input type="checkbox"/> 給付されていない
農業次世代人材投資事業（準備型）、就農準備 資金（関連補正事業含む）の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けたことがない
前年の世帯全体の所得	万円

(別添2)

就 農 計 画 書

年 月 日作成

就農予定地	防府市	就農予定時期	年 月 日		
就農形態 (該当する形態にレ印)	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 （ <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部）				
目標とする営農類型 (備考の営農類型の中から選択)					
将来の農業経営の構想	(就農時及び就農後の年間農業所得及び年間労働時間)				
		就農時	就農後(目標年度)		
	年間農業所得	千円	千円		
	年間労働時間	時間	時間		
農業経営の規模に関する目標	作目・部門名	就農時		就農後(目標年度)	
		作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量
	経営面積合計				
	区分	地目	所在地 (市町村名)	就農時	就農後(目標年度)
	所有地				

	借入地						
	農畜産物の加工・販売 その他の関連・附帯事業	事業名	内容	就農時	就農後(目標年度)		
生産方式に関する目標	機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数					
		就農時			就農後(目標年度)		
経営管理に関する目標							
農業従事の態様等に関する目標							
目標を達成するために必要な措置	事業内容 (施設の設置・機械の購入等)	規模・構造等	実施時期	事業費	資金名等		
			年 月	千円			
農業経営の構成	氏 名	年齢	代表者との続柄	就農時		就農後(目標年度)	
				担当業務	年間農業従事日数(日)	担当業務	年間農業従事日数(日)

雇 用 者	常時雇（年間）	実人数	就農時	人	就農後 （目標年度）	人	
	臨時雇（年間）	実人数	就農時	人	就農後 （目標年度）	人	
		延べ人数	就農時	人	就農後 （目標年度）	人	

（備考）

- 1 就農計画書は、農林総合技術センターで研修を受講する場合は、研修終了までに作成し、市長へ提出すること。
- 2 就農計画書作成に関する注意点
 - (1) 就農時の就農地等
 - ア 「就農予定時期」欄には、農業経営を開始する予定の年月日を記入する。
 - イ 「就農形態」欄には、該当する就農形態の□内にレ印を付す。親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営を継承する場合は、経営継承予定時期を記入する。
 なお、就農形態の区分は、以下のとおりとする。
 - (ア) 「新たに農業経営を開始」は、親が農業経営を行っていない者が、新たに農業経営を開始する場合とする。
 - (イ) 「親の農業経営とは別に新たな部門を開始」は、親の農業経営を継承せずに新たに農業経営を開始する場合とする。
 - (ウ) 「親の農業経営を継承」は、親が農業経営を行っており、申請者が新たに農業経営を開始する際に、親の農業経営の全体を継承する場合は「全体」を選択し、親の農業経営の一部を継承する場合は「一部」を選択する。また、親の農業経営を継承する予定時期を記載する。
 - ウ 「目標とする営農類型」欄には、別記の営農類型の中から該当する営農類型を記載する。該当する営農類型がない場合は、その他（〇〇）として、その他の営農類型名を〇〇に記載する。
 - エ 「将来の農業経営の構想」欄には、就農後おおむね5年の農業経営の概要を記載する。
 - オ なお、当欄以下の「就農後（目標年度）」欄は、就農後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載する。
 - (2) 「生産方式に関する目標」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。
 - (3) 「経営管理に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標を記載する。
 - (4) 「農業従事の態様等に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結する予定の場合には、その旨を記載する。
 - (5) 「目標を達成するために必要な措置」欄には、「将来の農業経営の構想」、「農業経営の規模に関する目標」、「生産方式に関する目標」、「経営管理に関する目標」及び「農業従事の態様等に関する目標」に掲げた目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他のリース農場の利用、農

用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金を記載する。

(6) 「農業経営の構成」欄には、農業経営に携わる予定の者の担当業務及び年間農業従事日数等について、就農時及び就農後（おおむね5年後）の見通しを記載するものとする。

ア 「氏名（法人経営にあつては役員の氏名）」欄に、代表者以外の者にあつては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の氏名を記載する。

イ 「代表者との続柄（法人経営にあつては役職）」欄に、代表者にあつてはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。

別記

（備考の4のエ「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択すること。）

1 単一経営（農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める場合）の営農類型（例：露地野菜）

水稻、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏

2 複合経営（農産物販売金額1位の部門が水稻であつて、水稻の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない場合）の営農類型（例（2位の部門が麦類の場合）：水稻＋麦類）

水稻＋（麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏）

3 1及び2に該当しない場合は、その他（〇〇）として記載する。（例1：その他（きのこ菌床栽培）、例2（農産物販売金額1位の部門が施設野菜、2位の部門が麦類の場合）：その他（施設野菜＋麦類））

(別添3)

年 月 日

住 所：
〔申請者〕氏 名：
電 話 番 号：
(生年月日： 年 月 日： 歳)

誓 約 書

私は、防府市就農前準備研修事業補助金交付要綱の規定を遵守し、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農するため、研修に励むことを誓約します。

なお、交付要綱の規定により、当該補助金の交付を中止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた補助金の一部又は全部を返還することを、保証人の署名を添えて誓約します。

保証人 住所 〒

電話番号

氏名

保証人 住所 〒

電話番号

氏名

(保証人氏名は自署すること。)

第2号様式（第3条関係）

年（ 第 年） 月 日

（申請者住所）
（氏名）様

防府市長



研修・就農計画審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありました研修・就農計画については、
審査の結果、承認（不承認と）されたので、防府市就農前準備研修事業補助金
交付要綱（平成24年4月20日制定）第3条第2項（第3条第4項において準
用する同条第2項）の規定に基づき通知します。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住所

氏名

年度防府市就農前準備研修事業補助金交付申請書

年度において下記のとおり防府市就農前準備研修事業を実施したいので、防府市就農前準備研修事業補助金交付要綱（平成24年4月20日制定）第4条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

	研修生支援 ・ 指導農家支援
交付対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
交付申請額	円

第4号様式（第5条関係）

年（ 第 年） 月 日

（申請者住所）
（氏名）様

防府市長




年度防府市就農前準備研修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました防府市就農前準備研修事業について、防府市就農前準備研修事業補助金交付要綱（平成24年4月20日制定）第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

指令 第 号
(申請者住所)
(氏名)

年 月 日付け 第 号で申請のありました防府市就農前準備研修事業補助金については、防府市就農前準備研修事業補助金交付要綱（平成24年4月20日制定）第5条第1項の規定に基づき、下記の額のとおり交付します。

年 月 日

防府市長 

記

交付決定額 円

第4号の2様式（第6条の2関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住所
氏名

年度防府市就農前準備研修事業補助金交付決定前着手届

年度において、下記の防府市就農前準備研修事業を、別記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手することとしたのでお届けします。

記

1 内容

	研修生支援 ・ 指導農家支援
研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業費	円

2 補助金交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住所

氏名

年度防府市就農前準備研修事業実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付（変更）決定通知に基づき、
下記のとおり事業を実施しましたので、防府市就農前準備研修事業補助金交付
要綱（平成24年4月20日制定）第7条の規定に基づき報告します。

記

1 効果

2 内容

研修期間	年 月 日～ 年 月 日		
研修時期	研修内容	研修場所	
		名称等	所在地
月～ 月			

3 補助金の内訳

4 研修完了年月日

年 月 日

研修状況報告書

研修○年目 前半・後半（○～○月分）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所：

氏 名：

電話番号：

新規農業就業者定着促進事業実施要領（平成27年4月1日付け平27農業振興第54号）のうち、就農前準備研修事業細則の第5の1の規定に基づき研修状況報告書を提出します。

1 研修実施日数、時間、状況

年月	研修時間	研修計画内容	研修状況
研修時間 合 計			

2 研修実施状況

①学んだ内容	②習得度	③今後の課題

3 就農に向けた今後の課題、身につける技術など

--

4 就農に向けた準備状況

--

添付書類：研修日誌

上記のとおり研修を行いました。

研修実施機関名：

氏 名：

法人・組織の場合は名称及び代表者名

第7号様式（第8条関係）

年（ 第 年） 月 日

（申請者住所）
（氏名）様

防府市長



平成 年度防府市就農前準備研修事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました防府市就農前準備研修事業補助金について、防府市就農前準備研修事業補助金交付要綱（平成24年4月20日制定）第8条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額 円

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住所

氏名

年度防府市就農前準備研修事業補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号により額の確定通知のありました防府市就農前準備研修事業補助金について、防府市就農前準備研修事業補助金交付要綱（平成24年4月20日制定）第9条第1項の規定に基づき交付されるよう請求します。

記

請求額 円

振込先

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合					
	支店・店・支所・出張所					
口座番号・種別						1:普通 2:当座 3:その他 ()
口座名義 カタカナで記入願います						

第9号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住所

氏名

年度防府市就農前準備研修事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定（変更）通知のありました防府市就農前準備研修事業補助金について、防府市就農前準備研修事業補助金交付要綱（平成24年4月20日制定）第9条第3項の規定に基づき、金円（ 年 月分）を交付されるよう請求します。

記

（単位：円）

市補助金	既受領額	今回請求額	残 額

振込先

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合						
	支店・店・支所・出張所						
口座番号・種別							1:普通 2:当座 3:その他 ()
口座名義 カタカナで記入願います							

第 10 号様式（第 10 条関係）

研 修 中 止 届

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所：

[申請者]氏 名：

電話番号：

新規農業就業者定着促進事業実施要領（平成 27 年 4 月 1 日付け平 27 農業振興第 54 号）のうち、就農前準備研修事業細則の第 6 の 1 の規定に基づき研修中止届を提出します。

研修中止日	年 月 日
中止理由	

第 11 号様式（第 11 条関係）

研 修 休 止 届

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所：

[申請者]氏 名：

電話番号：

新規農業就業者定着促進事業実施要領（平成 27 年 4 月 1 日付け平 27 農業振興第 54 号）のうち、就農前準備研修事業細則の第 6 の 2 の規定に基づき研修休止届を提出します。

休止期間	年 月 日～ 年 月 日
休止理由及び再開の見込み	

第 12 号様式（第 11 条関係）

研 修 再 開 届

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所：

[申請者]氏 名：

電話番号：

新規農業就業者定着促進事業実施要領（平成 27 年 4 月 1 日付け平 27 農業振興第 54 号）のうち、就農前準備研修事業細則の第 6 の 2 の規定に基づき研修休止届を提出します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
研修再開日	年 月 日
研修先	
研修機関	年 月 日まで

第 13 号様式（第 14 条関係）

年（ 第 年） 月 日

（申 請 者 住 所）
（氏 名） 様

防府市長 印

年度防府市就農前準備研修事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した防府市就農前準備研修事業補助金について、下記のとおり補助金の交付の変更を決定したので、防府市就農前準備研修事業補助金交付要綱（平成24年4月20日制定）第14条第2項の規定に基づき通知します。

記

交 付 決 定 額	円
変 更 金 額	円
変更後交付決定額	円
理 由	

第 14 号様式（第 16 条関係）

年（ 第 年） 月 日

（申 請 者 住 所）
（氏 名） 様

防府市長



年度防府市就農前準備研修事業補助金返還請求書

防府市就農前準備研修事業補助金交付要綱（平成24年4月20日制定）第16条の規定に基づき、下記のとおり補助金の返還を請求します。

記

- 1 返還請求金額 円
- 2 返還期日 年 月 日 まで
- 3 返還方法